

雇用均等行政の重点説明会

～令和6年11月1日施行 「フリーランス・事業者間取引適正化等法」～

主催：（一社）三田労働基準協会[幹事]・渋谷労働基準協会
（一社）品川労働基準協会・（一社）大田労働基準協会
（一社）新宿労働基準協会・（一社）池袋労働基準協会

令和5年4月28日、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）が可決・成立し、今年の11月1日から施行されることとなりました。

この法律は、個人として業務委託を受けるフリーランス（事業者）と企業などの発注事業者の間の取引の適正化、フリーランスの就業環境の整備を図ることを目的とし、取引の適正化を図るため、発注事業者に対し、フリーランスに業務委託した際の取引条件の明示等を義務付け、報酬の減額や受領拒否などを禁止するとともに、就業環境の整備を図るため、発注事業者に対し、フリーランスの育児介護等に対する配慮やハラスメント行為に係る相談体制の整備等を義務付けています。

本説明会では、この法律を所管している東京労働局雇用環境・均等部及び公正取引委員会の担当者から説明を行います。

1 日 時 2024年10月2日（水）
14時00分～16時00分

2 説明方式 オンライン開催（Zoom ウェビナーにて配信）

3 内 容

- | | |
|---------------------------|------------------|
| （1）トピックス | 東京労働局雇用環境・均等部長 |
| （2）フリーランス・事業者間取引適正化等法の解説① | 公正取引委員会担当官 |
| （3）フリーランス・事業者間取引適正化等法の解説② | 東京労働局雇用環境・均等部担当官 |

4 定 員 200名

5 参加費 無 料

6 申込み方法等

① メールによる申込

次のメールアドレスに、講習会名、事業場名、所在地、各地区の労働基準協会会員又は非会員の表記、連絡先担当者名、電話番号、受講者名、受講者のメールアドレスを記載いただき9月25日（水）までにメールをお送りください。受付について返信します。

mitaweb@mita-roukikyo.or.jp

② FAXによる申込

裏面「申込書」に記入のうえ9月25日（水）までに（一社）三田労働基準協会あて Fax（03-3451-7692）で、お申し込みください。受付について参加者メールアドレスに返信します。

7 お問い合わせ先 （一社）三田労働基準協会
電話：03-3451-0901 Fax 03-3451-7692
URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

受付日		整理番号	
-----	--	------	--

雇用均等行政の重点説明会 Fax 申込書

(実施日：2024年10月2日 14:00～)

申込 Fax. 送付先 (一社) 三田労働基準協会事務局 あて
Fax. 03-3451-7692

事業場名			
所在地			
電話		会員・非会員の別 (○を付けて下さい)	・三田協会・品川協会 ・大田協会・渋谷協会 ・新宿協会・池袋協会 ・会員以外
申込担当者 氏名			
参加者	フリガナ 氏名		
	メールアドレス (必須)	(わかりやすく記入してください)	

注：① 個人情報は本講習会以外の目的に利用することはありません。

② 参加者名簿は、東京労働局雇用環境・均等部、公正取引委員会に提供いたします。

雇用環境・均等部、公正取引委員会においては、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」により適切に取り扱います。

③ 参加URLは、9月30日までに参加者メールアドレスあてにお知らせします。